

# **第1章**

## **全体的事項**

## 1 計画策定の趣旨

本県の刑法犯認知件数\*は、平成16年には戦後最多となる約18万件に達しました。同年、議員提案による「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）が施行され、この条例に基づき平成17年に「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」が策定されました。

その後、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりは県内で着々と進展し、特に自主防犯活動団体は、平成18年6月に日本一の団体数になりました。このような県民総ぐるみによる防犯のまちづくりによって、本県の刑法犯認知件数は、平成30年には約6万件と、平成16年に比べて60%以上も減少するなど、大きな成果を上げています。

しかし、平成27年度から令和元年度（平成31年度）までの第3期計画（以下「現計画」という。）の策定以降、重要犯罪の前兆と捉えられる子供に対する声かけ事案や、高齢者を対象とした特殊詐欺\*被害は依然として多発傾向にあり、女性を狙った犯罪も後を絶ちません。

また、県民の生活に身近な犯罪\*の中には、自転車盗など認知件数が依然として高い水準にあるものも見られます。さらに、本県は全国トップクラスのスピードで高齢化が進むと予想され、これに伴う犯罪情勢の変化への対応や、地域の防犯体制の維持などの課題も残されています。

この計画は、刑法犯認知件数の大幅な減少などの成果を上げた現計画の体系を生かしつつ、さらに当面する重要課題にも的確に対応するため、防犯のまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策などを定めるものです。

また、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献するものです。



## 2 計画の基本目標

県民が安全で安心して暮らせるよう犯罪を防止・減少させるための地域環境をつくりまします。

## 3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年計画です。

## 4 計画のポイント

- (1) 計画は条例の基本理念に基づき、当面する重要課題への対応等を加えた7つの施策ごとに取組を体系化しています。
- (2) 基本目標を達成するため、施策には可能な限り数値目標を設定しています。
- (3) 毎年度、計画の達成状況を評価します。

## 5 計画の基本構成

- (1) 本県の犯罪情勢  
本計画で主に対象とする犯罪を中心に、本県を取り巻く犯罪情勢の傾向を分析します。
- (2) これまでの主な取組と成果  
自主防犯活動団体をはじめとする防犯のまちづくりに関する取組、長期目標及び各指標の達成状況を検証します。
- (3) 今後の課題  
本県における犯罪情勢及びこれまでの取組と成果を踏まえた上で、防犯のまちづくりに関する現状を整理し、今後解決すべき課題を示します。
- (4) 防犯のまちづくりに関する施策展開の方向  
本計画における基本方針、推進体制及び長期目標を示します。併せて、目標を達成するための施策体系を示します。
- (5) 防犯のまちづくりに関する主な取組と指標  
施策ごとの内容、目標を達成するための主な取組事項及び指標を示します。

